

Title	大工頭中井家文書(六)
Sub Title	On the documents concerning the Nakai (中井) Family (VI)
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko) 高橋, 正彦(Takahashi, Masahiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1967
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.40, No.1 (1967. 7) ,p.141- 156
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	史料紹介
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19670700-0141">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19670700-0141</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史料紹介

大工頭中井家文書 (六)

中井信彦  
高橋正彦

〔二一六〕 鈴木織部佐書状 (折紙)

猶々、右之通弥頼可入之由昨日も申来候間、扱々如此候、御意得のため注文写進し候、已上

此中者不申通無音所存之外候、仍駿府 御作事ニ付而吉野北山にて材木かわせ候へと江戸御奉行衆被仰下候、雖然材木売買ね段之儀無案内之儀ニ候間無心之儀ニ候へ共貴様被御下代一人彼地へ被遣御指引被仰付可被下候、入目之儀者右之御下代次第相渡可申候貴様を頼入かわせ候へと石見守も被申置候間如此候、恐々謹言

正月廿六日

鈴木織部佐  
□□ (花押)

中大和様

人々御中

〔中井家文書〕

〔二一七〕 鈴木織部佐書状 (折紙)

已上

此両通只今参候間則相届申候御披見候て両通之御返事必此者ニ待入候、又江戸へ之飛脚明日罷下候間如此候、吉野ニ而之儀何分ニも頼入候、委御報待入候、恐々謹言

二月廿八日

鈴木織部佐  
□□ (花押)

中大和様  
御宿所

〔二一八〕 千村平右衛門尉書状 (折紙)

以上

先日両度迄江戸へ以書状申上候処ニ、其地御上之由候間定而参着申間敷候、仍爰爰元御材木之儀大形出来仕候、此月合時分ニハ何も相済可申かと存候、御かい木ね段之儀も五味金十郎殿相談申候て先書ニ申入候、何様ニも御内儀次第相究可申候、其元御次而も御座候者可然様ニ御取成奉頼候、去時分其地にて御上相待申候へ共近日被成

(一四一) 一四一

御上間敷由、久保久右物語被申候間先々此方へ罷越候、不得御意候而御残多存候、恐惶謹言

七月廿四日  
千村平右衛門尉  
良重(花押)

中大和様  
人々御中

〔二一九〕 江原孫兵衛・加藤権右衛門連署

書状(折紙)

以上

態飛脚を以申入候仍其元へ御登不存候所ニ先日御折紙被下候ニ付而承候、七月十四日之御状同十六日巳ノ刻ニ相届候間則御報仕候

けや木  
一貳百六本之内四拾八本つか御材木共ニ六月廿七八日ニ江戸へ遣申候内小舟五そう分御材木六拾三本相届手形も

たせ今月廿日ニ罷登候残舟も定相届可申候事

けや木  
一百七拾貳本今月十三日ニ舟方へ相渡申候、吉原みなと浪たかく舟出入存様ニ不罷成候五三日以前ニ御材木沼津

迄引取申候時分沼津江口まへニてあら浪たち小舟壹そう打かへり申候、御材木取ちらかし候へ者何れも取上申候

間可有御心安候、日より次第舟出し可申候事

けや木  
一百拾本 吉原へ出る分

同木

一八拾貳本 川口へ出る分

つか  
一八十本 山ニあり

右何れも御材木もはや少ニ候間山出し川くたし日数取申ましく候へ者吉原方小舟ニて御材木沼津へ引取つませ申候少も浪たち候へ者吉原江口舟出入不被罷成遅々仕迷惑申候、何れ之みたとる吉原表あしく御座候、其元ニ長野九左衛門殿御入候間御尋可有候か様ニあしきみなとに罷有日数かゝり候事令迷惑候残御材木何れも出し今月中ニ大方隙明候はんと存候間可有御心安候御材木入目様子重而可申入候、恐惶謹言

七月廿四日

加藤権右衛門

景正(花押)

江原孫兵衛

忠正(花押)

中和州様

人々御中

〔一二二〇〕 江原孫兵衛・加藤権右衛門書狀

(折紙)

以上

態以飛脚申入候、仍爰元之様子去六七日時分ニ旨橋まで  
出しはらい申候、然共吉原をもて何れ之みなと一一段浪  
たかく御座候て存候様ニ舟出入不罷成候、みなと様子之  
儀、其元ニ長九左衛門殿被入候間、御尋可在之候、乍去  
昨日十五日ニ御材木のこらす沼津へ相届申候、日次第  
江戸へ可参候、爰元之材木様子之儀御大工兵十方具ニ  
可被申入候間此方ハ不申入候、江戸へ御下之時分もく  
ろく御目ニかけ可申候  
けや木  
一 三本 ためし引  
内巻本つか  
一大鋸山作こや之夫一日ニ四人つゝ五月十五日ハ六月廿  
二日迄何れもためし引、こや之夫代官衆方やとい申候こ  
れニもてまちなし可申候や、具御報奉待候、爰元本之  
はらいきハめ次第可罷下候、江戸御用等候と可被仰存候、

恐惶謹言

八月十六日

加藤権右衛門

景正 (花押)

江原孫兵衛

忠正 (花押)

中大和守様

人々御中

〔一二二一〕 千村平右衛門尉・遠山久兵衛・

山村七郎左衛門尉連署書狀

(折紙)

以上

一書被啓上候、仍而大鋸虎之介殿御材木出来候て被罷登  
候当年中少も無油断被申付候、我等者とも具ニ相濟し相  
改、其上御手伝衆へ相渡させ申候、少も大鋸共無油断様  
ニ虎介被申付候、尚以面上可得御意候、恐惶謹言

(山村)  
山七郎左衛門尉

(花押)

極月十二日

(遠山)  
遠久兵衛

(花押)

中井大和様

(千村)  
千平右衛門尉  
(花押)

〔一二三二〕 遠山久兵衛他二名連署書状

以上

今村五郎右衛門尉殿方御材木に釘四五拾両之を 御用之由被仰越候、安御用之儀ニ候へ共錦織迄ハ我等相下申候、彼地方杉田九郎兵衛殿、原右衛門殿下代衆へ相渡、我等共作舞ニハ少も不被成候者無沙汰ニては無御座候、委細者虎助殿口上ニ可被申上候、恐惶謹言

極月十二日

山七郎右衛門  
安勝 (花押)

千平右衛門  
(花押)

遠久兵衛

(花押)

中大和様

まいる

以上

〔一二三三〕 後藤庄三郎光次書状 (折紙)

幸便候間一書申入候、然ハ大石見殿衆鈴木左馬杉田九郎

右吉野ニて貴殿方御材木之儀被仰付由ニ候、左様ニ候へ

ハ只今石見被相果候間か様ノ儀如何御坐候はんと御年寄衆へ尋被申候へハ、貴殿方状を御年寄衆迄被越候ハ、何

様ニも可被仰上由ニ候間御材木も御急ニ候ハ、御年寄衆迄早々御状可被遣候、其次第二被得御意を候て可被仰付

由、御年寄衆被仰候、猶小遠州其元御越ニ候間可有御物

語候、恐惶謹言

六月廿六日

後庄三郎  
光次 (花押)

中和州様

参

〔一二三四〕 大工兵十書状 (折紙)

富士山御材木出申日用ね段之覚

けやき 一貳百九本 所ノ日用出申し候

是ハ壹本ニ付米貳石壹斗六升つ、

けやき 一貳百八拾九本 他国ノ日用出し申候

是ハ壹本ニ付米貳石三斗つ、

つか 一百四拾九本 所ノ日用出し申候

他国ノ日用

是ハ壹本ニ付米八斗つ、

けや木 一 三本 ためし引

内壹本ハつか御材木

木数合六百五拾本

内百五拾本はつか

右御材木川くだし之事

けや木 一貳百六拾七本

大宮

小滝戸より

与田橋まで

是ハ壹本ニ付米九升つ、

川ノのり式り但半り之間ニせつしやう御座候

つか 一百五拾本

同断

「中井家文書」

是ハ壹本ニ付米四升八合つ、

川同断

けや木 一貳百卅三本

伝法川口

与田橋まで

是ハ壹本ニ付米七合つ、

川ノのり式り

一うんちん之儀ハ米ね段致不申候伊豆うらのなみも可在

御座候

右之通何れもね段仕候、さいせんは所ノ者ハ米貳石四斗  
他国日用ハ貳石七斗ニ仕候へ共まけさせ申候、皆々迷惑  
之由申候得共先々右之積リニ大形相渡り申事候、委細之  
儀ハ御奉行衆方々見ニ可被仰上候何れも隙明申候、江戸  
へ御用等御座候者可被仰下候、恐惶謹言

大工

兵十

□□ (花押)

八月十六日

中井大和守様

〔二二五〕 大久保長安書状 (折紙)

(一四五) 一四五

中井大和殿

御宿所

猶々 御むつかしく候とも慥成衆を被遣材木能木を  
かい候やうに頼入候、自然木なと替り候へは如何候間  
貴所もの我等ものに(刻印)を打候様ニ被仰付可給候、

江戸御殿守之儀も貴所へ被仰付候はん由、大御所様被

成御意候、貴所父子上手之由申上候、加州長谷なども

わるき所を立なをし尤之由 御意候間、左様之儀も御

談合可申候、又内裏之御材木もそろくととらせんと

御意候間、左様之入元木共も書立候儀頼入候、以上

急度申入候、仍駿州御普請御材木之儀ニ付、貴所も忝

人御遣候而給候へと先書ニも申入候間、定而可参候、

自然貴所我等間之儀者一所ニ候と存受 御意 (本多正純) (安

藤直次) (成瀬正成) 兵衛殿・小吉殿連判にて申入候、其許能様ニ被仰付可給

候、我等事八年中方々をあるき候て其元之様子も不存候

間、何分ニも頼入候、駿州御普請之後ニ様々被入御念候

由、甲州下代共申候、扱々忝存候、何様にも頼入候、恐

々謹言

二月十五日

大石見守

長安(花押)

以上

〔二二六〕 江戸幕府年寄衆奉書(折紙)

急度申入候、仍吉野にて駿州 御用に被 仰付候材木か  
ひ候儀其所もの立あわせよき木を見せ候てかわせ其木か  
わらざる様ニ(刻印)をうたせ出させ可申由 御意に候、  
恐々謹言

未

二月十四日

成小吉

正成(花押)

安彦兵

直次(花押)

大石見守

長安(花押)

本上野介

正純(花押)

中井大和殿

まいる

〔一二一七〕 土井利勝・他二名連署書状

(折紙)

以上

急度申入候、仍河内国・摂津国始普請只今被仰付候、就其樋わく損候所数多御座候由、小出大和殿ら申来候、貴殿手代衆被指越当年被仰付候へて不叶所々樋わく大和殿手代衆相談被成御こしらへ可有候、当年不入所をは連々可被仰付候、材木など之儀ハ 大御所様被得 御意尤候、入目之儀ハ小出和州へ可有御相談候、恐々謹言

六月九日

伊丹喜之助

□□(花押)

安藤对馬守

重信(花押)

土井大炊助

利勝(花押)

中居大和守殿

人々中

〔一二一八〕 土井利勝、安藤重信連署書状

(折紙)

以上

先日福嶋新左衛門尉罷下候付、諸細工人之書立具ニ披見令申候、下々まで満足申候、右之通具ニ可申付候、先日拙者共之者指越申候様子委可被仰越候、委細者市兵方迄申入候間不能具候、恐々謹言

霜月十日

土大炊助

利勝(花押)

安藤对馬

重信(花押)

中大和守殿

御中

〔一二一九〕 江戸幕府年寄衆奉書

猶々御急候間早々罷下候様ニ可有才覚候、以上急度申入候、仍江戸就御普請大鋸入候か、爰元ニ不足ニ候間貴所らねを定大鋸之儀五十かい御下可被成候、恐々

謹言

二月廿日

(伊奈) 伊備前

忠次 (花押)

(天久保) 大石見

長安 (花押)

(青山) 青図書

成重 (花押)

(土井) 土大炊

利勝 (花押)

中大和殿  
参

〔二三〇〕 本多正信書状 (折紙)

尚以其元御普請も出来仕候段申上候処御機嫌よく御座候間可御心安候、来春ハ早々御下待申候、以上  
彼是御取紛可為処御懇書具披見仕候、仍 大御所様御本丸へ被為成御作事之様子御覽被成候而一段御機嫌能、一所も 御意ニ不入所無御座候条於様子可御心安候、駿府御普請之儀も早速出来仕之由御苦勞共申斗無御座候、委

曲重而可申述候間不具候、恐々謹言

十一月十八日

本佐渡守

正信 (花押)

中井大和守殿

御報

〔二三一〕 土井利勝・安藤重信連署書状

(折紙)

猶々ひわたふき之事先日之外ニ此中三拾人斗進候由孫ニ申候、是かはや参着可申と孫次申事候、然共重而式拾人進候、何にても御用之事候ハ、可被仰越候、以上次飛脚之御状具ニ披見令申候、然者 大御所様御機嫌よく御座被成候由誠以拙者式まで目出度奉存候、将又ひわたふき之儀被仰越候、先日孫次右衛門三拾人ほと為指登之由申候、定而はや可為参着と存候、御急之御普請にて候ハんと存、又式拾人ほと為指登申候、其段御心得可有候、頓而釘かな物之儀ニ付人を可進候間不能一二候、恐々謹言

十月廿五日

土大炊助  
勝 (花押)

安对馬守  
重信 (花押)

中井大和殿

御報

〔一三二〕 板倉勝重書状 (折紙)

以上

幸便之条一書申入候、其地御作事早々出来由珍重存知候、  
弥御油断有間敷候、将又上様御下向之儀ハ今迄ハ来十九  
日比ニ被成 御錠候其御心得尤候、猶相替儀候ハ、従是  
可申入候、懇可申入候へ共急便之条早々如此候、猶追而  
可申入候、恐々謹言

九月八日

板伊賀守  
勝重 (花押)

中井大和殿

まいる

〔中井家文書〕

〔一三三〕 板倉勝重・米津親勝連署書状 (折紙)

猶々御普請奉行衆之書状并御普請わりの帳、駿府之  
参候間進候、以上

昨晚御帰宅由承候、湯相湯申候哉無御心元存知候、随而  
駿府御普請奉行衆之御普請之割之帳并此状御中間持参申  
候、貴殿談合申返札可申と存今迄御中間留置申候、先大  
かた如此返札認候、よく候て可有加判候、若又替儀も候  
ハ、談合申度候、恐々謹言

六月廿三日

板伊賀守  
勝重 (花押)

米清右衛門  
親勝 (花押)

中大和守殿  
人々中

〔一三四〕 内藤忠次書状 (折紙)

猶々委可申入候へ共、三人之衆可被申候間早々如此候、  
以上

〔一四九〕 一四九

其已後者以書狀不申入候、然者増上寺御普請源右・又右・  
作右被入晴付(天)而早々出来申候、就其 將軍様御機嫌能御  
暇被下被罷登候、將又 大御所様御上洛付而其元万事御  
取籠奉察候、増上寺御作事入目 將軍様被仰付分小帳  
並一帑右三人之衆へ相渡シ申候、能々御らん被成 御前  
能様可被仰上候、一帑なと悪敷候者小帳にて御なをし可  
被仰上候、国師様御氣ニも一段入申候間是又可有御心安  
候、猶爰元御下り之時分面上可申承候間不能具候、恐々  
謹言

卯月二日 内若狭守 忠次 (花押)

中井大和様 人々御中

〔一三五〕 江戸幕府年寄衆奉書 (折紙)

以上

急度申入候

一御天主斗早々相立可申候事

一御天主立候後、御家をハ立可申候事  
一御天主御家両方一度ニ立候ハ、人足以下なにかニ付手  
まハし如何候間懇御天主を立可申候由 御錠ニ候、恐々  
謹言

六月廿八日

(竹腰) 竹山城守 正信 (花押)

(村越) 村茂助 直吉 (花押)

(成瀬) 成隼人正 正成 (花押)

(安藤) 安帯刀 直次 (花押)

(天久保) 大石見守 長安 (花押)

(本多) 本上野介 正純 (花押)

中井大和守殿

〔一三六〕 片桐且元書狀 (折紙)

猶々以使者申候条能々口上ニ申可給(天)之頼入申候、又申

候法隆寺大工も被相越候哉、是又承度候、以上

一兩日以前江戸御作事為御用番匠共板伊州・米清右令相

談可差越旨本上州大石州を申来候、人数何程入申事候哉、

又いつまでの逗留にて可有之候哉、京堺を参候様子可示

給候、大坂を参候も其前ニ申付度候、但上手ハ指而無之

候間、其御心へ候て少参候様ニ頼入申候、恐々謹言

三月四日

片市正

且元(花押)

中藤右衛門尉殿

御宿所

〔一三七〕 近江国諸職人棟別以下免許状 写

条々

一 杣大鋸引之儀当年権所役相勤輩者可為杣大鋸引之事

一 鍛冶事

一 鍛冶炭國中諸畑江可相懸事

一 桶結事

付置指之事

一 屋葺事

〔中井家文書〕

右輩近江國中諸郡甲賀<sup>上</sup>棟別臨時段錢人夫礼錢礼米地下並以下一切令免許訖、然而為国役作事可申付也

天正四年十一月十一日 御朱印

〔一三八〕 近江国諸職人諸役免許状 写

条々

一 鍛冶番近大鋸引之事

一 屋造目 付置指之事

一 銀屋並塗師之事

一 桶結之事

一 鍛冶炭自諸畑可出之事

右諸役令免除訖、然上者如先々可相勤者也

天正式拾年卯月日 御朱印

近江国

諸職人中

〔一三九〕 国々諸事触下覚 写

(一五一) 一五一

四月六日写

諸事触下覚

土大炊判  
青山凶書判  
其外三人有之

一山城

板倉伊賀守

一大和

大久保石見守

一近江

米津清右衛門

一丹波

山口駿河守  
村上三右衛門

一摂津国

片桐市正

一河内

同人

一和泉

同人

一但馬

間宮新左衛門

一備中

小堀遠江守

一伊勢

日向半兵衛  
長野内蔵丞

一美濃

大久保石見守

以上

(一五二) 一五二

〔二四〇〕 春日左衛門家吉・山口新五郎連署

書状 (折紙)

猶々根来右京殿ハ出京候間無加判候、以上

大坂御城ニ仮御殿御立被成候由にて当御本丸之御殿其地

御引可被成御錠之旨被仰越候、任御書中大工与介庄二郎

方兩人へ御殿みせ申候、猶兩人衆可被申候、恐々謹言

卯月十六日

山口新五郎  
直□ (花押)

春日左衛門

家吉 (花押)

中井大和様

御報

〔二四一〕 大久保長安、板倉勝重書状 (写)

(折紙)

以上

今度勢多の橋御普請入用之儀、朽木河内殿中藤右殿一札

次第ニ御蔵木可有御渡候、彼衆手形を以重而可有御勘定候、恐々謹言

後八月朔日

板伊賀守  
勝重  
大石見守

林伝右殿

(端裏異筆)  
一はやくてん右衛門殿を

くたり申候木ノ折かみ  
ひかへ

うつしかく

せたのはしさん用事

いわみさま

いかさま御両人之折かみ

あり

〔一四二〕 彦坂光正書状 (折紙)

以上

幸便之条一書申入候、新春之御吉慶何方も御同前ニ申納

「中井家文書」

候、仍上様江戸ニ而御越年被成一段御機嫌能御座候而、去七日ニとき当金へ御鷹野ニ被為成候、廿日時分江戸へ還御と申候、それより山鷹被遣、熱海へ御湯治被成由、御詫ニ而只今熱海之湯屋ニ御普請申付仕候、随而府中之(ママ)さひ申候事其かにも無御座候、御宿ニも何事無御座候、御心安可被思召候、御下向之節万事可得御意候、恐惶謹言

正月十三日

彦九兵衛  
光正 (花押)

中大和様

人々御中

〔一四三〕 浅野左近大夫書状 (折紙)

猶々、先日廿艘ニ遣御材木儀者紀伊守江戸ニ申居候間我等迄状を遣 公儀御材木御奉行衆へ被相渡候様ニと申遣候、定御請取近日可参候間自是上り可申候、重而之儀ハ賃ふね御奉行被仰付被下候、猶追而可得御意候、以上

(一五三) 一五三

態令啓上候、其以来書状を以も不得御意無音令迷惑候、仍吉野の新宮へ御出し候御材木之儀賃船調江戸へ可相下之旨御諒之由候て去年貴様被仰越候之条則賃船共貳拾艘調御材木五寸角・六寸角・六寸五分角・七寸角ノ三間木式間半式間壹尺木取合式千三百本積遣候、此船賃壹艘ニ付而銀子五百卅匁余にて積遣候、重而又相下可申候哉、左候ハ、御奉行被仰付可被下候、菟角御奉行不被仰付へは我等為覚悟難申付候、若御奉行不被下候ハ、村越茂介殿へ被仰届賃船之銀子又江戸にて御請取の御方へ御折紙可被下候、御報次第ニ可申付候、恐惶謹言

卯月廿六日

浅左近大夫  
□□(花押) (幸長カ)

中藤右様

人々御中

〔一四四〕 後藤庄三郎光次書状 (折紙)

猶々、爰元替儀無之候間、可有御心安候、以上

一書申入候、仍而何も御鍛冶衆御礼被申候而御上ニ候、殊

ニ釘之ねたん宜 御両殿さま如何ニも 御機嫌好御座候、弥貴殿へ御方御ほめ被成候間可有御心安候、将亦弥左衛門此方ニ御用御座候而少之間御とめ候、殊ニ 御前一段御懇比ニ候間可有御心安候、随而来年御上洛之儀ハ三月上旬ト申候間、其御心得可被成候、駿河迄御下り待入申候、恐々謹言

(慶長十五年)  
霜月廿七日

(後藤)  
後庄三郎  
光次 (花押)

中大和守様

人々御中

〔一四五〕 後藤庄三郎光次書状 (折紙)

猶々、此中ハ何共く御沙汰も無御座候て二三日以前ニ右之ことく大仏之うわさ御さ候て一段我等共ほめ申候へハ御機嫌よく御入候間御心やすかるへく候、其上惣たゝい金すくなくいり申候由御諒被成候て御機嫌よく御座候間、御心やすかるへく候、やかてく御下待申候々々

一書申入候、然者大御所様御機嫌能方々被成御鷹野、昨十八日ニ江戸ニ被成 還御候、爰元二三日之御逗留にて駿府へ可被成御立由御沙汰御座候、將又此二三日已前ニも大仏之儀被 仰出、仏殿作なりハ能かと被成 御錠候間、一段諸人共ニほめ申由申上候、其上むかし両度かハ(マ)らをたまり候はぬ由申候て、右之ことくニ作事申由ニ候へか 唯今瓦少も不苦由申上候へハ一段 御機嫌よく、殊ニかねも初ハ六万枚入候ハん由申候へとも四万枚入候ハん由被仰、是又御機嫌ニ候間可御心安候、駿府へ二月上旬ハ可被成 御着候間、其砌御下待入申候、御油断有間敷候、又藤次、小右衛門御蔵にて買申漆之儀委ハ先書ニ申入候間、早々被仰付候て銀子駿府迄御持せ可有之候、少もく 貴殿などの指図候様ニハ達 御耳ニ不申候可御心安候、恐惶謹言

正月十九日

後庄三郎

光次 (花押)

中和州様

人々御中

〔一四六〕 後藤庄三郎光次書状 (折紙)

猶々籠之内之者申候ハ庄三郎にて事外御おどし被成を誠ニ存ル者申候ハ、加様之事有ましき物を、又小介与申候ハ能々左様ニ 上様ハ無御意ハ今庄三ノ申なしと被申候ニ付、又目安を進申、加様ニ成はて候由申候て小介一人をうらみ申候、おかしく候、併小介儀をハイまた 御耳ニハたて不申候、よのつね小介も迷惑かり申ていニ候、おかしく候、みなく下々にていつハリ申候て礼なと取候事もことくくあらハれ申候、御推量可有候、今度之商人ノ書立ニも先度之卅人ノ書立ニて御入候、其内材木やも多く御入候、にくき御事ニ候、御前之儀少もく 替儀無御坐候間可御心安候、大仏柱皆々立申由申上候へハ是又 御機嫌ニ候、猶後より可申入候、以上、又申候、上様へ申候ハ御からと四天仕候ハ、観音費用上候ハんと申候、左なく候ハ、船入ニ何ほと入候とも是をほりたて候て進上可申と申候間、彼卅人ノ其元ノ商人ニ何と弥段をハつもり候て百五十貫目も式百貫目

も上候はんとは申候哉とちと御たつね候て其上彼商人共申様を御書付させ候て我等かた迄もおこし候ハ、よく候いんかと存候、上様も何として京都のかねを御手前へハ御取候はんやと事外御腹立被成候、其御心得可有候、以上

先度も申入候六条船入ほり茂と申者籠へ入申候、此中も切々ニ様子共御尋候へハ何も卅人ノ商人共連判いたしかたく請おい申候処と今度京都にて大和殿何も右之商人共籠へ御入候はんと被仰候故、卅人之内六七人もおぢ候てのき申由、書立を九兵迄籠より上申候、それを御覧候ても弥いたつら者之由 御誂ニ候、大和か聞候ハ、猶々に惠候はんそと 御誂被成候、御心安可被思召候、殊ニ六条ノ二兵衛と申者ハ銀座ノ者にて有なから加様之中へ度々指出候間銀座をはらい候へ之由被成 御誂候へ共、我等ハ随分御前にてハ御取成申、最上へ下候て不存候由申上候へ共少しらさる者をハ書のせ申ましきそと 御意被成候、殊ニ彼籠舎之者かたく二兵衛頼候由申候故、何共可申上様も無御座候、恐惶謹言

五月七日

後庄三郎

光次 (花押)

中和州様

まいる

〔一四七〕 後藤光次書状 (折紙)

猶々爰元相替儀無御坐候可御心安候 此外不申候、以上

乍幸便一書申入候、大御所様御機嫌能去十六日ニ江戸へ御着被成候、十日斗も御逗留被成候、おし・川越之御鷹野へ被成 御坐、極月上旬ニハ駿府へ還御可被成由ニ御坐候、将又彼大引物之小四郎と申者、先者此度籠へ御入なき事、我等佗言申故と申候て彼者も悦申候、左様ニ候ハ、迎之御事ニ銀子なども材木府中ニ候、唯今登申候様ニ被仰付候て可被下候、我等を頼申候間扱申入候、爰元相替儀無御坐候、将又増上寺ノ十六羅漢之釈迦被替之儀国師様被仰上候へは早々出来候様ニ大和へ申付候由ニ御坐候、但其方へ不申参候哉、彼仏師江戸へ参て成共仕様ニ可仰付候、恐惶謹言

十月十八日

後庄三郎

光次 (花押)

中和州様

参